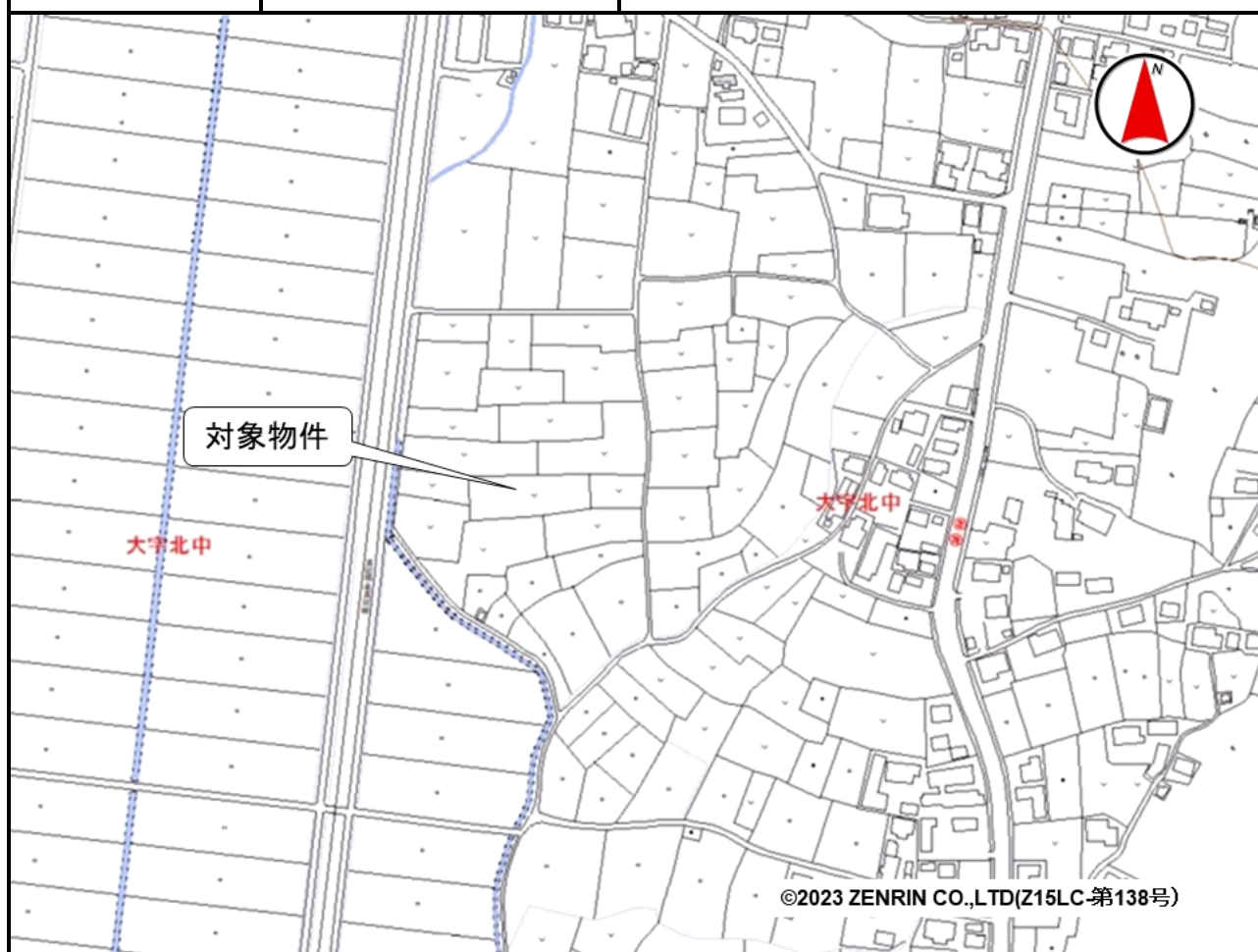


売却区分番号	1 3 0 2 - 1 0		
見 積 価 額	¥ 3 0 0 , 0 0 0	公 売 保 証 金	要しない
財 産 の 表 示	1 所在 栃木県芳賀郡益子町大字北中字中村前 地番 5 2 8 番 地目 畑 地積 935 平方メートル 以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	区域区分が定められていない都市計画区域 用途地域の指定なし 農業振興地域 農用地区域		
接 道 状 況	北側及び南側 公図幅約 0 . 4 から 0 . 6 メートル 未舗装道路 等高接面		
地 盤 ・ 地 勢	平坦		
使 用 状 況 等	東側件外土地と一体で第三者が耕作しています。契約書の作成及び金銭等の授受は不明です。		
管 理 状 況 等	－		
特 記 事 項	1 買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 対象物件は、国税徴収法第 8 9 条の 2 の規定による換価執行決定に基づき公売を行います。		
住 居 表 示 等	栃木県芳賀郡益子町大字北中 5 2 8 番		
最 寄 駅 等	真岡鐵道 七井駅 南方約 1 . 0 キロメートル		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。		

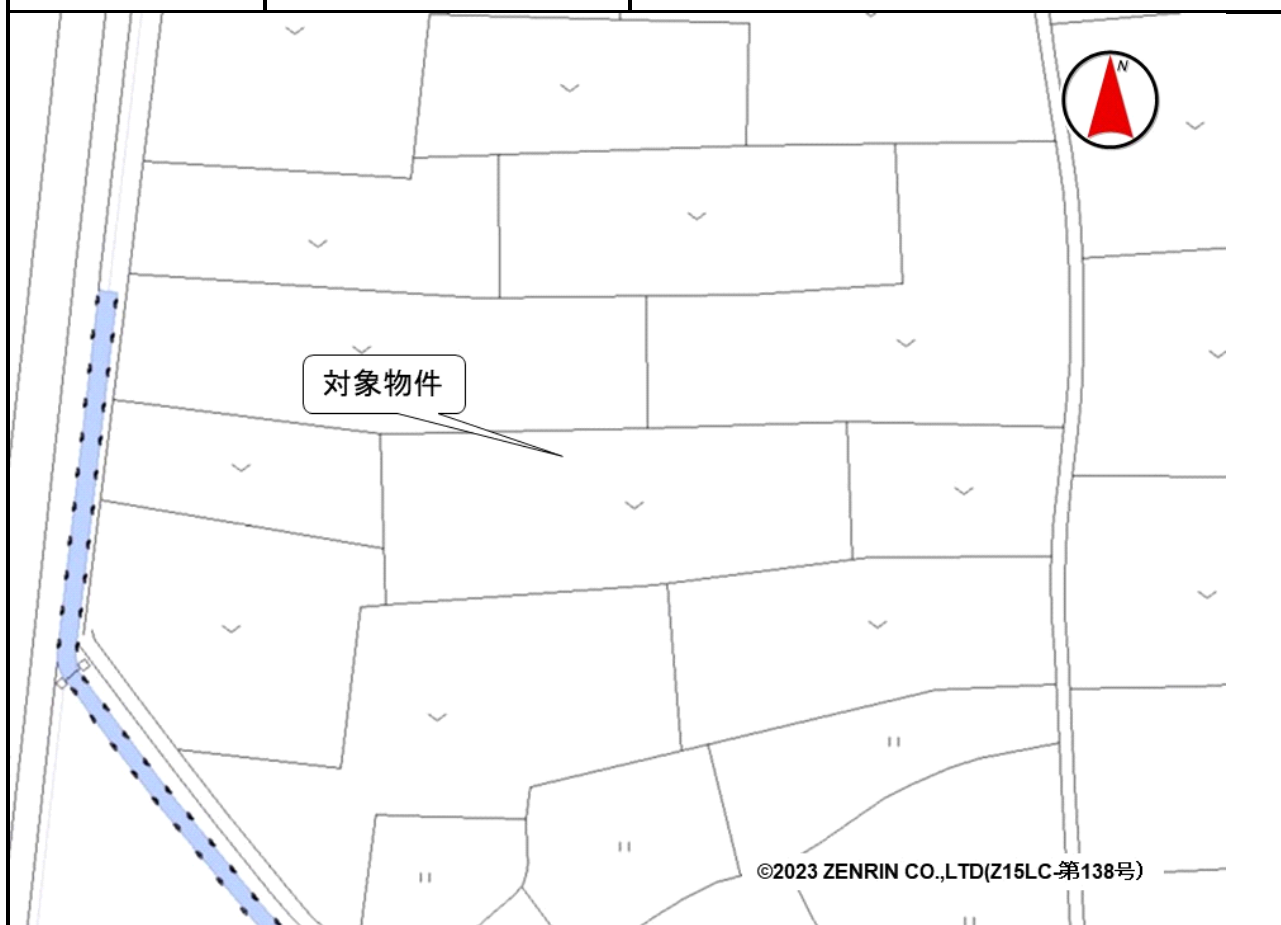
売却区分番号

1302-10



売却区分番号

1302-10



売却区分番号

1302 - 10

